## I COVID-19 に関する体制整備

## 1 新型コロナウイルス感染症対策本部

要項を定め、随時、設置した。

#### 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症が拡大している現下の状況に鑑み、愛知県看護協会としての対策を総合的かつ強力に推進するため、下記により、新型コロナウイルス感染対策本部 (以下「本部」という)を設置する。

#### 1. 目的

- 1) 新型コロナウイルス感染症等に対する対策の強化を図り、看護職および地域住民の生命・健康を守る
- 2) 新型コロナウイルス感染症に関する情報共有を行い、今後不測の事態が発生した場合においても、迅速かつ的確な対応を行う
- 3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の関連事業を円滑に進める
- 2. 本部設置する条件
  - 1)緊急事態宣言が発令した場合
  - 2)緊急事態宣言は発令されていないが、感染数が増加し高度警戒と判断した場合
  - 3) 看護協会内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
  - 4) 県から緊急で事業の要請があった場合
  - 5) その他、会長が必要と認めた場合
- 3. 本部の設置場所及び機関
  - 1) 設置場所 会長室
  - 2) 設置期間 令和2年8月4日から新型コロナウイルス感染症対策を進めるために必要と認める期間
- 4. 本部構成員

本部の構成は次とおりとする

- 1)本部長 会長を持って充てる
  - ・対策本部を統括する
- 2) 副本部長 専務理事をもって充てる
  - ・本部長の補佐及び代行
- 3) 本部長・副本部長不在時
  - ・役員の上位役員が代行する
- 4) 本部員
  - ・本部長及び副本部長以外の常務理事、事務局長をもって充てる
- 5) 本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる

## 2 新型コロナウイルス感染症対策のプロジェクト

要項を定め、事業ごとにチームを結成し、各事業の運営に取り組んだ。

### 新型コロナウイルス感染症対策のプロジェクト

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の関連事業を円滑に進めるために、新型コロナウイルス感染症対策本部の下にプロジェクト組織(以下「プロジェクト」という)を設置する。

#### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の5事業を円滑に進めるため

- 2. 組織構成
  - 1)会長
  - 2) 専務理事
  - 3)常務理事
  - 4)事務局長
  - 5)教育センター長
  - 6)ナースセンター長
  - 7)総務課長
- 3.5つの事業に責任者を充てる
  - 1) 専務理事
  - 2) 常務理事
  - 3) 事務局長
- 4. 各事業の責任者の役割分担
  - 1) 専務理事 県の委託事業
  - 2)常務理事 教育研修事業
  - 3) 常務理事 医療機関への支援
  - 4) 常務理事 広報·情報発信
  - 5) 事務局長 総務・管理
- 5. 本事業の担当職員はプロジェクト員とし5事業の役割を担う 今後、新たな事業の必要性が生じた場合、この限りではない。

# 3 COVID-19対策プロジェクトの組織

### 新型コロナ感染対策本部

- \*協会事業を継続するための新型コロナ対策に関する意思決定機関として対策本部を設置するまた、新型コロナ関連事業を円滑に進めるための下部組織として、COVID-19対策プロジェクトを位置付ける
- \*構成メンバーは、会長・専務・常務・事務局長・総務課長・教育センター長・ナースセンター長とする

